

託送供給等特例認可申請書

令和3年1月15日

四国電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

業制発令 2 第 15 号
令和 3 年 1 月 15 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力送配電株式会社
取締役社長 横井 郁夫

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類		接続供給	備考	
供給の相手方	氏名(名称)	別紙に記載のとおりであります。		
	住所	同上		
	受給場所	受電場所		同上
		供給場所		同上
供給電力		同上		
供給電圧		同上		
電気方式及び周波数		同上		
料金その他の供給条件の内容		同上		
供給開始年月日及び有効期間		同上		

別 紙

料金その他の供給条件の内容

- 1 当社が、託送供給等約款（令和2年9月4日付け20200728資第42号認可。以下「託送約款」といいます。）にもとづき発電量調整供給、接続供給、需要抑制量調整供給または給電指令時補給を実施する場合における、託送約款22（発電量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価、託送約款23（接続対象計画差対応電力）(2)イ(ハ)の接続対象計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の接続対象計画差対応余剰電力料金単価、託送約款24（需要抑制量調整受電計画差対応電力）(2)イ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応補給電力料金単価およびロ(ハ)の需要抑制量調整受電計画差対応余剰電力料金単価ならびに託送約款25（給電指令時補給電力）(1)ニおよび(2)ニの給電指令時補給電力料金単価（以下「インバランス等料金単価」といいます。）について、令和3年1月17日午前0時から6月30日午後12時までの間、次のとおりといたします。
- 2 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第27条にもとづきインバランス料金として算定される金額が、1キロワット時につき200円00銭を超えるときのインバランス等料金単価は、1キロワット時につき200円00銭に消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）を加えた金額とし、当社が30分ごとに設定するものといたします。
- 3 この託送供給等約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものとしたします。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

この冬の厳しい寒さと天候不順による電力需給の逼迫により、近時のスポット市場において、最高価格が1キロワット時につき200円00銭を超える日が継続し、これにより、多くの市場参加者が、市場からの供給力の調達が困難な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長から、本事象は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第18条第2項ただし書の「託送供給等約款により難い特別の事情」に該当すると認められると考えられることから、本年1月15日までに、下記の必要な手続きを行うよう要請がありました。

○電気事業法第18条第2項ただし書の規定による認可申請

本年1月17日から6月30日までの間、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条の規定に基づきインバランス料金等単価として算定される金額が200円/kWhを超えるときは、当該インバランス料金等単価は、200円/kWhとすることとする。

これを受け、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

以 上